

令和4年度海田町立海田中学校生徒指導規程

1 はじめに

この規程は、本校の教育目標の達成を目指し、生徒が安全でよりよい学校生活を送ることを目的に定められたものである。

2 学校生活に関すること

(1) 登校時刻・欠席・遅刻・早退に関しては次のとおりとする。

① 8：15に着席する。8：05には生徒玄関を通過し、8：10には教室への入室を完了して身辺整理を行い、8：15には朝読書を始めるとを目安とする。

学校朝会・生徒朝会等、朝の集会活動がある場合は、体育館等の会場に8：10までに集合すること。

② 遅刻してきた生徒は、必ず職員室に行き、教員に遅刻した旨を報告した後、「遅刻届」をもらい教室にあがる。

(2) 登校後は無断で校外へ出ない。また、登下校中に商店、飲食店に立ち寄らない。自動販売機も利用しない。

(3) 菓子、ゲーム、スマートフォンなどの不要物を持ってこない。また、不要なお金も持ってこない。

(4) 学校に持ってくる飲み物は水、お茶、スポーツドリンクとする。

(5) 指示がある場合を除いて、他の教室には入らない。

(6) 部活動に関しては次のとおりとする。

① 下校時刻は、原則として次のとおりとする。

4月 1日～9月30日…18：00

10月1日～10月31日…17：30

11月1日～1月31日…17：00

2月 1日～3月31日…17：30

② 大会・行事等の2週間前から放課後30分の下校延長をすることができる。

③ 試験週間（期末試験前7日、**中間3日間**）は部活動を行わない。ただし、試験週間でも大会直前であつたらケガ防止のため活動をすることができる。

④ 水曜日は部活動を行わない。ただし、大会前2週間の水曜日は活動をすることができる。また、行事等で、平日に水曜日を除いて4日間部活動ができない場合は、水曜日に活動することができる。

⑤ 朝練習は部活顧問の指導のもとに行うことができる。開始時刻は、各部活顧問が定める。

ただし、7：00までは外のバスケットボールコート周辺で待機する。

⑥ 朝練習は7：50までとする。

3 服装、身だしなみ等に関すること

(1) 名札を必ずつける。忘れた場合は教員に申し出て仮名札をつける。

(2) 登下校、学校での学習活動、学校外での学習活動では、学校の定める制服を着用する。ただし、部活動の際は顧問の指示に従う。

① 冬服

男子—既定のブレザー・スラックス・ベルト（既定のものか黒で単色、装飾の無いもの）・ネクタイ・白色の長袖シャツ

女子—既定のブレザー・ボックススカートかスラックス・リボンかネクタイ・白色の長袖シャツ・スラックスを履く場合はベルト（既定のものか黒で単色、装飾の無いもの）

② 夏服

男子—既定のスラックス・白色の半袖開襟シャツ

女子—既定のボックススカートかスラックス・白色の半袖ブラウス・スラックスを履く場合はベルト
(既定のものか黒で単色, 装飾の無いもの)

(3) 制服は正しく着用する。

① スカートの丈は, 膝頭の下が隠れる状態とする。

② ネクタイ・リボンを忘れた場合は, 教員に申し出て貸し出しのものを借りてつける。(必ずその日のうちに返却する)

(4) 体操服は既定のものを着用する。

(5) ソックスは白色, 黒色, 紺色とする。ワンポイントは可とするが大き過ぎないものとする。(くるぶしソックスは不可)

(6) 靴は白色のひも靴とする。運動しやすいものとする。(ワンポイント・ハイカットは不可)

(7) 校舎内では既定の上履きを着用する。忘れた場合は教員に申し出て専用のスリッパを使用する。

(8) シャツやブラウスの下に着る肌着は白色, ベージュ, グレーとし, シャツやブラウスのえり下や袖から出ないようにする。

(9) 帽子・日傘は5月1日から10月30日まで使用を認める。華美なものは使用しない。校舎内では使用しないこと。

(10) 防寒については次のとおりとする。

① ウィンドブレーカーは本校指定のものを着用する。

② 校舎内でのウィンドブレーカーの使用は基本的に禁止する。ただし, 部活動時・体育の授業時のウィンドブレーカーの使用については, 部活動顧問, 体育の教員の指導にしたがう。

③ セーターは, 白・黒・紺・グレーの無地(ライン入りやワンポイントは不可)でVネックとする。また, 制服の袖や裾から出さない。教室の外で着用する場合は必ず上着も着用する。

④ カーディガンは着用しない。

⑤ 手袋の使用は, 登下校時のみとする。(着脱は玄関で行う)

⑥ マフラー・ネックウォーマーは11月1日から3月31日まで使用することができる。色は白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。極端に長いものや, 大きな物を着用しない。また, 顔が隠れないように着用する。(着脱は生徒玄関で行う)

⑦ 女子のタイツは11月1日から3月31日まで使用することができる。色は黒色の1色とする。

(11) 病気・けが等の正当な理由で既定以外のものを着用する場合は, 本人と保護者が担任に連絡し, 事前に学校と相談する。

(12) カバンは学校指定の通学バックを使用する。(サブバッグのみは不可)

(13) 頭髪は, ツーブロック等の流行を追うものではなく, 自然の状態の髪型とする。(極端な髪型にしない) 平素から上級学校入学試験や入社試験にふさわしい髪型にする。

① 男女の髪型は次のとおりとする。

男子—髪は目, 耳, 襟にかからないようにする。

女子—前髪は目にかからないようにする。

前髪を留める場合や横髪が前面に垂れるような場合はポビーピン(黒・紺)で留める。

肩にかかる場合は, ゴムで耳のラインよりも下で結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶とする。

ハーフアップにしてはいけない。

② 染色・脱色・パーマなどについては禁止する。

(14) 次のことを禁止する。

化粧類, マニキュア等, ピアス・指輪・ネックレス等の装身具, 眉毛・まつ毛の加工等

4 安全に関すること

- (1) 交通ルール・マナーを守る。
- (2) 自転車通学は禁止する。

5 問題行動への対応に関すること

- (1) 生徒が問題行動を起こした場合の指導は生徒に問題の原因を振り返らせ、より良い学校生活を送ることができるところを目的とする。
- (2) 全体の教育活動の進行の妨げになる行為が指導してもおさまらない場合や規則違反を繰り返す行為、または触法行為など問題行動の内容によっては特別な指導を行う。特別な指導とは一定の期間授業から離れて、自己の行為に対して反省を促す指導のことである。

6 その他

本規程について、生徒には全校集会・学年集会・学級活動等で、また保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明をし、周知徹底を図る。また、本校ホームページにおいても掲載する。

※この規程は、平成30年4月6日より施行する。ただし、必要に応じて改訂していくものとする。

平成31年2月4日一部改正

令和 3年4月8日一部改正

令和 4年4月7日一部改正